

様式第 3 (第26条関係) (平 9 農厚農水通達令 1 ・追加、平12農厚農水通達令 3 ・令元財厚労農水経産環省令 2 ・一部改正)
表 面

第	号	
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第30条第2項の規定による立入検査をする職員の身分証明書		
職名及び氏名		
年	月	日生
年	月	日交付
押 出 ス ン カ ン ノ		
3 センチメートル		
4 センチメートル		
東		
発 行 者 名	印	

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律抜粋

第30条 主務大臣は、再商品化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、再商品化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、再商品化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第47条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 第30条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

2 発行者は、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣とする。